

2019年10月28日

文部科学大臣 萩生田光一 殿
文化庁長官 宮田 亮平 殿

社会教育推進全国協議会常任委員会

「あいちトリエンナーレ」に対する文化庁補助金の不交付決定に抗議し、撤回を求める

本年9月26日、文化庁は、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」から交付申請があった「文化資源活用推進事業」の補助金について、本年4月に審査会を経て採択の決定が出されていたにもかかわらず、審査委員に諮ることなく全額を不交付とする決定を公表した。

文化庁は、不交付の理由として「展示会の開催に当たり、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにもかかわらず、(中略)文化庁から問合せを受けるまでそれらの事実を申告し」なかったことを挙げている。これにより、審査の視点となる(1)実現可能な内容になっているか、(2)事業の継続が見込まれるか、の2点において適正な審査を行うことができなかったとしている。

しかしながら、「展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実」を予見し事前に申告することなど、そもそも審査の要件とはなっておらず、こうした手続上の理由を事後的に持ち出して決定を撤回することは、甚だ不適切なものである。

加えて、ガソリンテロの予告等を理由に中止となっていた企画展「表現の不自由展・その後」については、9月25日付「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」中間報告において「条件が整い次第、すみやかに再開すべきである」との提起がなされ、これを受けて、あいちトリエンナーレ実行委員会会長である大村秀章愛知県知事も展示再開の意向を表明した。こうした動きの直後に不交付の決定がなされたことは、表現の自由(憲法21条)との関係で、事後検閲であるとの批判は免れ得ず、ひいては、学習権(憲法26条)の侵害にも通ずる問題である。

私たち社会教育の推進・発展を求める立場からも、このように恣意的な補助金不交付措置により教育・文化事業のありようが歪められることは看過できない。当会は今般の補助金不交付の決定に厳重に抗議し、速やかに本決定の撤回を求める。

以上